

戦後教育資料

VI-404

⑤

6-4
430

文大庶 第213号
昭和26年3月13日

国立大学長 殿

文部事務次官

木 亨 弘

設備備品の適正配償について

大学における研究または教育用物品ならびにその他の一般機械器具類の整備に資するため、これら物品の大学相互間における保管転換に対し、昭和26年度から、別紙要項のごとく処償することといたしたので、各大学において必要措置を講ぜられるようお願いいたします。

天野	439
----	-----

VI-404

大学の設備備品の適正配償について

大学等の整備充実をはかることは、単に學術ならびに教育の振興発達に欠くべからざる事柄であるのみでなく、更に経済建設、産業開発の上にも基礎的の重要性を有する課題であることは言をまたないことにわが国においては、これらの研究ないし教育機関は、長期にわたる戦争ならびに敗戦に伴う経済的混乱のため、その施設はいずれも極度に損耗もしくは荒廢し、現状のままでは急速に進歩しつつある新しい時代の要望に十分即応できない憾みがある。加うるに、戦後学界ならびに国民の切なる要求によつて生まれた諸種の研究所や多数の新制大学は、国の経済的疲弊の余波を受けてその整備計画は遅々として進捗しない現状である。

これは、もちろん、設備の更新に要する経費ないしは設備備品費等の不足に基くものであることは明りようであるが、しかし、反面において、これら諸機関の中には種々の理由でその本来の研究ないし教育活動に不必要もしくは不適當となつた物品を保有するものが少なくないこともまた事實である。しかも、これら物品のうちには他の使用目的には十分耐えうることもものも少からず含まれていゝと考えられる。従つて、一方において、設備備品購入のための予算的措置について努力することはもちろんであるが、同時にこれらの機関が互に相互扶助の見地から設備備品の共同利用、適正配償に真しな協力を行うならば、今日の窮状をある程度まで自らの手で打開しうることが期待できる。

しかしながら、いかにかかる努力が要望されていゝとしても、相当の犠牲と困難とを冒して物品を提供しようとする機関に対し、何ら積極的な利益をもたらさないならば、到底所期の効果を収めえな

いことは明らかである。よつて文部省はとりあえず昭和26年度から大学の研究または教育用物品ならびにその他の機械器具類に関し、その予算の範囲内において、別紙要項のごとき措置を講じ、適正配償に関する機関相互間の努力の円滑化をはかりたい。

大学の設備備品の適正配置に関する実施要項

文 部 省

1. 趣 旨

すみやかに大学等の設備備品の整備充実をはかることは、わが国の学術ならびに教育の振興発展の上に、真に急を要する事からである。そのためには、これら機関の設備充実に充てりる経費の増額に努力することが必要であることはいうまでもないが、同時に、これらの機関自らが相互的な好意的協力により、設備の共同利用ないしは移管等の方法を講じ、現在の窮状の打開に積極的努力を傾けることが必要である。

この要項は、とりあえず、国立大学相互間の主として研究ないし教育用機械器具ならびにその他の一般機械器具類の移管に対し財政的裏づけを与えることにより、これら諸機関の設備の充実整備を円滑ならしめようとするものである。

2. 対象となる機関

とりあえず、国立大学（大学研究所、附属病院を含む）相互間のみとする。

3. 対象となる物品

主として、研究または教育用の機械器具標本ならびにその他の一般機械器具類とする。

4. 供給可能な物品の調査および公知方法

関係各機関は、少くとも別表第1号の各事項を具備する「供給可能物品目録」を作製し、これを各機関に直接配布する。

5. 移管の決定

各機関は、前項の「供給可能物品目録」により移管を希望するものを選び、供給機関に交渉し、適宜意見の上両機関の代表者において適正価額を協定してできるだけすみやかに供給を受けた機関の長から別紙第2号（様式）による文部大臣に対する（物品移管に伴う財政措置申請書）3通および供給機関の長の承諾書1通を文部省大学学術局庶務課あてに提出するものとする。

文部大臣は関係機関から提出された「物品移管に伴う財政措置申請書」を審査して、第6項により財政措置を講ずることの可否を決定する。

6. 財政的措置

前項の決定に基き、文部省は、移管をうけた機関の当該年度予算のうちから、移管された物品の評価価額の70%に相当する金額を減額するとともに、供給機関の当該年度の予算に対し、移管された物品の評価価額に相当する金額を増額するものとする。

この場合、供給機関に増額された予算については、その物品を供給した学内部局の希望を十分参しやくして振り当てを決定するものとする。

なお、この増額された予算は、第1項の趣旨に基き、能う限り新しい研究、教育、その他その機関の活動を整備充実するために使用するものとする。

7. 移管に伴う諸経費の負担区分

(1) 移管決定以前の諸経費は、原則として供給機関の負担とする。

(2) 移管決定後の諸経費は、原則として、移管をうけた機関の負担とする。

但し、特殊の事情のあるときは、両機関の代表者において特別の負担区分を行つてもさしつかえない。

8. 注意事項

(1) この要項による移管には、第6項のごとき財政的処置を伴うので、関係機関から提出すべき「物品移管に伴う財政措置申請書」は、遅くとも10月末日までに文部省に到着するよう注意すること。

(2) 第6項の「供給可能物品目録」は、これにより関係機関が記載された物品について概略の見当をつけうる程度に詳細かつ親切に記入すること。

(3) 第6項のごとき財政的措置をとる必要があるので、1つの供給機関からの移管は、少くとも1回10,000円以上まとまつた金額となるよう考慮すること。

備 考

この要項は、とらええず国立大学相互間における研究または教育用機械器具標本ならびにその他一般の機械器具類の移管を主として対象としたものであるが、更に進んで、これら物品を国立大学と直轄研究所の間で移管する場合、国立の機関から公私立の機関に譲渡する場合ないしは不要物品を民間に払下げる場合等についても、ある種の財政的裏づけを行いつつ目下研究中である。

別表 第1号

供給可能物品目録に記載すべき事項

1. 物品名

(物品名は完全な1組を1個と見なして記入すること。
但し、部品として供給しようとするときは、それらの
個々について別行として記入してよい。)

2. 製造会社名

3. 製造年度

4. 型式

(規格、容量、性能、使用電力量その他。)

5. 来歴

(来歴については、供給機関において使用した期間を記入
することはもちろんであるが、他機関から引き継いだ物
品については、その旨明記し、かつ可能な限り引継以前
における使用期間をも記入すること。また供給機関にお
ける使用の頻度を、たとえば「毎学年平均2週間5カ年
使用、以後2カ年休止」等のごとくできるだけ詳細に記
入し、かつその使用の場所をも併記すること。)

6. 破損程度

(修理を要する程度、磨耗の程度、欠品の状況、修理に要
する大略の経費等を記入すること。)

7. 使用程度

(現在使用する場合における性能を秀、優、良、可等と記
入。なおいかなる用途に適當するか、且つ今後使用し
ると推定される期間等もできれば記入することが望ましい。)

8. 帳簿価格

9. 購入年月

10. 供給機関の評価価格

(これは、供給を受ける機関の都合もあるので、でき
る限り好意的に記入することが望ましい。)

11. 備考

(上記以外に必要と思われる事項について記入するこ
と。)

(註) もし、供給機関が、正式に供給機関の備品として受け入
れていない物品を供給しようとするときには、一旦正式に
受け入れた後供給するものとする。

別表第2号(様式)

物品移管に伴う財政措置申請書

文部大臣

殿

申請者(供給を受ける大学の長)

㊤

昭和 年 月 日

下記のとおり物品の保管転換を行いたいのので、文大庶第213号による財政的措置を申請いたします。

記

物品名	供給機関	供給機関における整理番号	需要機関	評価価格 (財政措置を要する金額)	備考

- (註) (1) 物品名を記載するに当つては、供給機関ごとに取りまとめて記載し、かつ同一供給機関から供給された物品が2個以上あるときは、供給機関別に、「財政措置を要する額」を集計して「評価価格」欄に朱書きし、最終行に上記「供給機関別の財政措置を要する金額」の総計を朱書きすること。
- (2) 上記により供給機関別に「財政措置を要する金額」を集計したとき、もし1,000円未満の端数を生じたときは切り捨てるものとする。1供給機関からただ1個の物品を供給された場合においても、これに準ずる。
- (3) 要項第8項(4)に注意したごとく、上の供給機関別の集計は、1供給機関につきそれぞれ10,000円以下とならぬよう留意すること。1供給機関からただ1個の物品を供給された場合においても、これに準ずる。

VI-404